

英国における地域 開発政策の性格

清水嘉治

1——まえがき

昨年9月はじめからソ連・東欧に1カ月の研究旅行をしたあとロンドンに4カ月滞在し、英国の対外経済政策ならびに国内経済政策の研究に従事した。とくに国内経済政策の研究の一環として、英国の地域開発政策の性格を明らかにする課題も含まれていたため、ここにその一部を紹介することにしたい。

英国における地域開発政策は、本来二つの柱をもって構成されているといってもよいであろう。その一つは、第2次大戦前から戦中・戦後一貫して推進されてきた都市の過密集積の防止と救済対策であり、他の一つは、政府が一貫して推進してきた失業対策、とりわけ局地的失業の救済対策であるといつてよいであろう。

こうした2本の柱は、英国の資本主義の構造変動と密接な関係

をもっている。とくに資本の集積⁽¹⁾、集中が進行する過程で巨大都市が形成され、私的資本が国家に産業立地条件を確保させる状況が生まれた。また他方でそのことが産業の地域的集中を促進し、これによって奇型な産業構造が形成され、不況期には局地的失業をつくりだす母胎を形成した。

こうして英国資本主義の構造的矛盾の激化に直面して、国家は社会福祉政策の一環としての地域開発を、都市の過密集積の防止と局地的失業の救済に向かつて展開されたといふことができる。したがってここから地方自治体の政策も検討されたといふことができる⁽²⁾。

したがって最近の英国の地域開発政策の性格は、なによりもまず労働党の福祉国家政策との関連で検討すべきであろう。

ここでは、まず英国労働党の福祉国家政策の性格とその一環として展開された地域開発政策の性格の検討からはじめることにする。つぎに福祉国家政策の一環として展開された過密都市対策の立法措置の「流れ」を明らかにすることにして、英国における工業化と都市化の一般法則がいかに貫徹したかをしめすことにする。

2——労働党の福祉国家政策 と地域開発問題

周知のように福祉国家論が現実的課題として登場したのは、英国労働党の完全雇用政策に端的にしめされた。第2次大戦直後、政権を担当した労働党は、その綱領を発表し、つぎの諸項目を明らかにした。

第1に計画的投資による雇用の維持と国民経済の発展、これにはイングランド銀行の国有化がふくまれる。第2にエネルギー調整を目的とする計画の一部としての炭鉱の国有化であった。そして第3に都市と地方間の格差是正のための計画の遂行、公益目的のための土地獲得、ならびに国家的利益のための土地の最高度利用をたやすくするための手続改正をふくむ。第4に社会保障制度の拡張ならびに国家保険事業の創設等であった。とくに第3の都市計画と地方計画の遂行は、地域開発政策が、政策綱領の重要な柱とされた点で明らかである⁽⁴⁾。

だがここで労働党の福祉政策の特徴的な点を見ると、重要産業の国有化、社会保障事業の拡充という点であり、これらは労働党の基本的政策である完全雇用政策の重要な一環として取り上げられた。だが労働党の基本政策の一つの柱である社会保障制

度の完備は、原理的には、1942年のビバリッジ<W. H. Beveridge>の提案、それに刺激されて検討した保守党の福祉政策にもとづいたものであった。たしかにこの点では、イギリス労働党の福祉政策論は、労働党専売の看板ではなかった。「福祉国家」の「福祉」の具体的措置は、保守党内閣によってはじめて手をつけられ、労働党は、その立法手続を最終的に完成させたにすぎないということもできよう。

第2次大戦の期間、英国の地位はかなり動揺した。勤労者階級の生活も極度に低下した。と同時に勤労者階級による生活保障の要求はいつそう高まった。

こうした勤労者階級による生活向上、生活一般の保障を求める闘いにたいして、保守党はこれを階級矛盾の緩和策として、1941年、チャーチル内閣のとき、自由党のビバリッジを委員長とする「社会保障制度委員会」を設け、1942年にビバリッジ報告をださせたのである。他方で、産業とくに工業と工業人口を農村地域に分散、誘致することが優良農地や田園美などの美しい農村環境を破壊せずに実行できるかどうかという点を強調した「スコット報告」<Report of the Committee on Land Utilization in Rural Areas, Cmd.

6378, 1942>がでた。前者の報告書においては、国民保険、産業災害、国民扶助、国民保健の四つの措置についての提案がはいっていた。後者の報告書については、工業の都市集中による人口の集中、交通量の増大、公害の拡大を防止するための提案がはいっていた。これにはさらに地価の騰貴を防ぐことを目的とした「アスワット報告」<Report of the Expert Committee on Compensation and Betterment [Uthwatt Report], 1942>も、広義の福祉政策の一環として生まれたのである。これは前述した都市および地方計画の均衡的發展、公益目的のための土地獲得政策の一環としてでてきた。

1944年には、国民保険法、家族手当法、産業災害法の立法化に着手し、45年には、家族手当法が成立した。国民保険法と産業災害法は1946年に、都市および田園計画法<これは現在改正されて、1962年都市および田園計画となる>は1947年に、国民保健事業法は1949年に、労働党内閣の手で実施された。こういう経過は、もちろんさまざまな欠陥はあるにせよ、労働者階級を中心とする市民の生活一般の安定・向上のための無限の闘争の結実によるものであると考えることができる。そして労働党の

指導者たちは、1948年に英国は「福祉国家」になったと宣伝した。

モーリス・ブルースは、英国における福祉国家の現実的枠組は、1948年にその基礎が与えられたとして、社会保障制度、社会扶助制度、国民的事業制度、福祉事業制、それに都市開発制度をあげ、そして福祉国家とは「すべての市民の厚生確保とそのための経済資源の利用を目的として組織された国民的制度」だといひ、さらに「社会主義ないし共産主義国家によるより徹底した政治的・社会的統制をとまわずに、個人的ならびに社会的福祉の一定の最低基準を確保するための社会的責任体制⁽⁵⁾」であるとのべている。

こうしてみる限り、福祉国家とは自由放任主義の経済に対する対極的一状況であり、総資本による資本と労働の対立、矛盾を緩和するための資本主義の改良ないし修正の思想・政策であるといえることができる。

今日の英国労働党の福祉政策は、大資本を認めたくえでの福祉政策であり、依然として英国経済の構成が私営経済が80%、公営経済20%であるという前提での福祉政策なのである。この点は後にのべよう。

こうした英国労働党の福祉政策の一環として「国民的」承認を

えた地域開発政策も、国家ないし地方自治体による工業の地域的不均等発展の是正政策として展開された。それは第2次戦後の産業立地政策をみればより明確になる。たとえば、1945年と1950年にだされた「工業配置法」⁽⁶⁾によると、その主要内容は「開発地域」の計画的設定にあった。この法律は、その前身ともいわれる「雇用政策に関する白書」<1944年>の性格の延長線上にできたもので、当時の雇用政策の性格がそのまま生かされているので、その主要な点を取りあげてみよう。そこでは、「産業と労働の均衡配置」をうたい、特定産業および特定の地域における失業の増大を防ぐ政策こそ、高度で安定的な雇用水準を維持する国家政策の必要不可欠の要素であることを強調した。そればかりでなく、英国経済の成長を促進するために、基幹産業の生産性の向上を強調した。その場合三つの方法を明示した。一つは、失業をともしやすい地域の産業構造を多角化し、新企業設立のために産業立地を確保する。二つにはある地域から他の地域へ、ある職業から他の職業へ労働者を移動させるためにおこる障害をとり除くことを主張した。三つには、衰退または斜陽産業に従事する労働者を成長または繁栄す

る産業に配置転換するために職業訓練所⁽⁷⁾を設けることにあった。こうして資本の論理にもとづいた産業立地の適正化を主要内容とした。たとえば、国家は局地的失業のはげしい地域へ新企業を具体的に誘致する手段として、不要になった軍需工場を民間工場に転換すること、新規工場建設を規制すること<これには、産業のこれ以上の集積が多くの不利益をもたらす地域での工場建設の禁止、新規建設計画の事前通知の義務、開発地域に対する新規工場建設の優先性>さらに開発地域における小規模企業のための貸与工場の建設や団地の造成ならびに融資の適正化など、国家の産業立地政策を積極的に促進することを決めたのである。このことは、労働党の福祉国家政策にとって重要な課題となったのである。

これにもとづいて、戦後の工場配置法ができたのであり、ここで明らかになったのは、開発地域の指定であり、それは、これまでの計画地域であった北東海岸地域<ニューカッスル地域>ウエスト・カンバランド、サウス・ウェールズ<カーディフ市を中心とする>、モンマスシャ、スコットランドの四つの「特別地域」を全体として開発に適した経済的・社会的単位という原則に立って周辺区をこれ

に加え、より広い地域を対象にした。

それは、政府が計画したように、すぐにうまくはいかなかった。であるからレクザムとサウス・ランカシャ<1946年>・マーシーサイドとスコットランド高地地方<1949年>、ノース・イースト・ランカシャ<1953年>が開発地域の追加指定をうけ、結局全国で8地域が開発地域指定となり、人口も平均的に増加する傾向をみせた。

また「工場配置法」は、工場配置権限を直接政府各省にあたえた。つまり、工場建設から資金援助にいたる工場配置についてのすべての権限を、「特別地域コミッショナー」から政府機関、とくに商務省<産業配置局>に移管し、工業の立地を直接政府指導のもとにおいた。このことは、これまでの法律では、「特定地域コミッショナー」が指導にあたったが、その計画は思うように運ばなかったことによるといわれている。だが戦後の政府のねらいは、直接国家に権力を集中し、開発計画を円滑にしようとするところにあった。それは、政府がつぎのような権限をもっているのをみればわかるであろう。①商務省は、開発地域に工業を誘致するために、契約によるかあるいは強制買収命令によって土地を取

得し、工場を建設することができ<第1条>。②商務省は、大蔵省の同意をえて、工業団地会社に対して資金を貸付けることができる。③関係各大臣は、大蔵省の同意をえて開発地域の基礎的サービス<輸送、動力、照明、暖房、住宅保険その他開発の基礎となる諸種のサービス>を改善するために、適当な人物に対し、適切な方法で補助金の交付および資金の貸付をなすことができる<第3条>。⁽⁸⁾こうしてみると地域開発にあたって政府に権力が集中したことがわかるであろう。これが英国式「民主」集中方式なのかもしれない。またこうした「産業立地」政策に、さらに1960年の「地方雇用法」<Local Employment Act>とあいまってより具体化した。本法の制定は、小杉氏もいうように、従来の英国産業立地政策を大きく変更した。1958年にはじまる不況の再来は、従来の広域にわたる失業とは異なった、より小規模なポケット地区における高率の失業の発生というあらたな失業形態を生じせしめたために、立地政策も新しい事態に対応した措置、つまり高率失業ポケット地区への産業の集中的誘導政策に切り換えられたのである。この法律が失業救済という英国産業立地政策の伝統的な社会福祉的

性格をますます強化するものとして一般の注目をあびているのは、こうした同法の失業形態の変化に対する追隨性にあるといえる。それは、とくに第1部において旧法下の開発地域を廃止し、これに代って新しい小規模な開発地区を指定したことにある。それは「現在高率の失業が存在するか、あるいは予想され、また季節的であるか常時であるかを問わず存続する可能性がある」と、商務省が認定した地域」という規定のもとに、これまでの大地域に代って、失業率4.5%を基準とする職業紹介地域の小規模なポケット地域をえらんで開発地区に指定したのである。こうして開発地区は小規模になり、資源配分の適正化ならびに人口分散化、所得の格差是正措置を大胆に採用したのである。だがこうした計画は、その後計画どおりに進展せず、あまりにも開発計画の分権化がいちじるしくなり、その効果を期待することができなくなった。1965年9月に英国労働党は、小地域分権主義の欠陥を克服するために、「全国計画」<The National Plan>を発表し、産業の再編成と投資促進による経済成長政策をうちだした。この背景には、ポンド危機、国際収支の悪化、産業の不均衡発展を改善

しようとする政策意図があった。とくに英国経済は、60年代に入って、連続的におとずれる不況を克服するために、大資本中心の産業の再編成を展開することにあった。この点は最近でも一貫した経済政策「体系」を採用していることでも明らかであろう。たとえば1967年11月のポンド切り下げ以後、労働党政府は、国内政策として、財政支出の削減、増税、大幅な需要抑制、信用規制、価格、所得政策の推進強化をはじめ、支払残高の赤字解消、輸入抑制、輸出増進策をうちだしたばかりでなく、都市と農村、大企業と中小企業の不均衡発展の抑制策、地域開発の促進化となって現出した。また最近になっては、輸入担保金制度の強化をイングリッド銀行が通達した。対外政策としてはアメリカによる援助を期待した。国際収支は、その後、68年11月に貿易収支面では好転したが、年末には、再び悪化し、68年中の赤字は、ポンド切り下げを招来した前年よりもふえて7億ポンドを記録した。本年に入ってポンド相場は急落した。いずれにせよ、英国内の一連の抑制策<デフレ政策>と、アメリカを中心とする国際銀行界のバック・アップ<とくに68年9月のB I S 対英借款20億ドル>

にもかかわらず、依然として、ポンドの不安はやまず、ポンドの基軸通貨としての役割は終わった。ポンド危機と国内デフレ政策の強化が英国経済の発展を阻害し、この国の国民の経済生活を圧迫することはうたがう余地がない。⁽¹⁰⁾このことは、前述した地域開発政策の再編成としてあらわれた点をもみても明らかであろう。

英国経済の危機の克服は、国内政策の一貫した抑制策として現出した。つまり地域開発政策においては、従来の不能率な開発政策への反省となってあらわれた。それはさきにしめした「全国計画」をみると鮮明になるろう。ここでは地域開発に対する国家活動はつぎの3点にある⁽¹¹⁾としている。

第1点は、あまり栄えていない古い工業地域のインフラ・ストラクチャーを近代化し、大都市の過密を緩和するために公共投資計画を立案する。第2点として、短期的には全地域の人口移動をおこない、長期的には国家経済成長と快適な人間環境の創出にもっとも適した方法で人口成長をもたらすことにより人口分布に影響をあたえること。第3点として、雇用と経済活動の地理的パターンにインパクトをあたえることによってあまり繁栄していない地域の経済成長を

刺激することにある。

こうした「全国計画」の具体化したものが、60年代来の英国経済の構造的危機の克服の一環としてうちだされた「投資刺激」白書〈Investment Incentives, 1966〉と「産業開発法」〈Industrial Development Act 1966〉である。この両白書においては、「工業配置法」の小地域主義から、再び大地域開発主義に変更した点が特徴的である。

だからその内容は、従来の単なる失業救済それ自体が目的でなく、雇用および失業の状態、人口の変動、さらに地域政策の諸目的を含め、国家全体との関連で、現在および将来状況を考えるというものであり、つまり英国経済の低成長を克服するために地域計画と国家計画との矛盾を統一し、産業の成長と産業立地の均衡を実現したらというものである。この点、現実に十分に成功しているとはいえない。わたくし自身、ロンドンに滞在中、いくどか労働党本部や労働組合本部を訪ね、「全国計画」、「投資刺激」白書、「産業開発法」の成果はどうかときいたとき、そこの係員は、英国経済の構造的危機を真剣に考え、科学的対策を施さない限り、うまくいかないであろうというものがあった。ただ地域開発政策は戦前からうちだしているので日本

のように後手後手の政策とちがって、ある程度「効果」はあがっているようであった。この点、英国労働党の左派の機関誌トリビューンの編集部にきくと、地域開発計画の性格は労使協調主義で貫ぬかれ、問題がいまいになるおそれがあるので、この点を根本的に改善し、労働者階級を基軸とする市民中心主義の地域開発政策を推進すべきであるといっていた。それには、労働党の福祉国家政策の体質全体を変革する方針を確立しなければならないのではないかと考えられる。その点で、経済の計画化についての労働党政府の目的である「国民全体の最善の利益になるように国家の資源を使用すること」の中味をきびしく分析しなければならないのであり、たとえば、巨大企業の投資利益のための産業立地政策の反省こそが重要な課題でなければならないのである。また計画化の方法についてみると、「その国の経済事情、政治的發展段階、社会構造、政治形態などによって異なり、イギリスの経済計画は、この事実から出発すべきであって理論的設計図に従うべきでない。計画は個々の市民に最大の選択の自由を確保するやり方で行なわれるべきであって、できるだけ弾力的〈flexible〉になることが

最も大切である」としている。そして「政府は一応の目的設定はするが、細部の決定は個人にゆだねられており、そこには政府の統制や強制ではなく、政府、企業、個人間の議論、説得、協力があつた」さらに経済計画にあつては、「個人の希望と選好とを国家の要求に従わせ、強制的な方法を個人に課する全体主義的計画化とは違った民主的なものである」とのべている。⁽¹²⁾

さらに経済計画化の手段は「政府その他公共団体の支出水準が財貨および用役の生産額をきめる」といっているように、政府の財政政策による間接統制と配給制度、原料統制、建築許可制、生産統制、輸入許可制、資本収益統制、価格規制などなどの多数の直接規制をあげている。⁽¹³⁾

こうした経済化の方法、手段をみてもわかるように、計画化の質的規定にもとづいた方法、手段が明示されていない。方法についても、世界経済における英国資本主義の構造変動のなかで、理論的把握を主体的に行っていないばかりでなく、資本の論理と労働の論理の対立・矛盾関係を国家がどのように規制しながら福祉政策を展開すべきであるかを明らかにしていない。したがって地域開発政策も、たびかさなる変更があつた

けれども、英国資本主義の構造矛盾がいかに地域経済政策にあつたられ、それをどのように労働の論理にもとづいて克服していくかの開発理論を明らかにすべきであろう。この点、さらに過密都市対策のなかで検討してみよう。

3——過密都市問題

英国における資本の集積・集中は、たしかに資本にとって優利な立地条件の地域において展開された。資本の集積・集中は、必然的に人口の集積・集中、交通量の激増を招来し、過密都市を形成した。とくに巨大資本間の競争がそれに拍車をかけた。したがって独占資本主義段階においては、工業化にともなう都市化は一般法則となつた。英国においても、資本の集積・集中は、特定地域に多くの産業人口を吸収し、産業都市をつくりだし、とくに巨大資本群を基礎に母都市周辺地域に都市圏<コーンベーション>を形成した。工業化にともなう都市化は、人口集中となつて現出し、それは、一方ではスラムや交通量の激増、住宅難、公害などさまざまな矛盾をひきおこし、他方では、都市地区から農村地区への人口移動をひきおこし、一層都

市圏を拡大した。たとえば、英国の都市地区と農村地区の人口比率の推移をみると、1851年に都市約50%に対して農村約50%と、同比率をみたが、1871年の人口比率は、72%対28%、1951年には、80%対20%、1963年には80%対20%という数字を示し、都市化の現象が急速に進んだ。⁽¹⁴⁾

ここで興味あることは、1921年と1963年の各比率があまり変化しないことは、英国経済の成長が鈍化し、工業化にともなう都市化現象がそれほど急速に伸展していないことをしめしているといつてよいであろう。むしろ英国において工業化=都市化の顕著な動きは、1850年から1890年代ないし1900年代にかけてである。たとえば1891年には、人口10万を超える都市は24に、2万ないし10万都市は161にふくれあがつた。1801年に人口2万以上の都市が15しかなかったのであるから、その間、12倍の増加率をしめしたことになる。ロンドン、マンチェスター、バーミンガム、ニューカッスル、リバプールなど工業地区の都市の人口の増加率は急速に進んだ。前述したようにすでに1931年に都市化は頂点に達したのであるが、当時の都市圏の人口規模は、グレーター・ロンドン822万、サウス・イースト・ランカ

シャ 243 万, ウェスト・ミッド
ランド 193 万, セントラル・ク
ライドサイド 169 万, ウェスト
・ヨークシャ 166 万, マーシー
サイド 135 万, タインサイド 83
万人である。前二つの都市圏は
海運, 商業都市であり, 国内市
場・海外市場中心に発展し, 他
は農村工業, 鉱工業都市を中心
に発展した。とにかく英国の人
口分布の主な特徴は大ロンドン
への人口集中度が高いという点
である。1963年の統計でも, 19
31年の人口 821 万から 817 万と
わずかに 4 万人減っただけであ
る。これには人口の都心部の空
洞化と周辺部への拡散化の現象
があげられよう。⁽¹⁶⁾

こうして英国はすでに 1930 年
に, 人口の過度の都市集中と無
計画な都市の拡大が, さまざま
な都市問題をつくりだした。

特殊な例外は別にして, 英国の
大都市では, 産業の場としては
工業化が中心に, 1870年代から
1930年代に急速に進み, それに
ともなって, 大多数が労働者か
らなる人口の集中と増大が生ま
れ, 近郊農村地区を含めての急
速な都市化現象が発展した。こ
うした現象は, さらに多様な社
会的分業がひらけ, 政治・社会
・文化等の多面的要求が生まれ
た。工業化・人口集中・労働者
階級の比重増大, 近郊への都市
化拡大, 都市機能の多面化と高

度化という一般法則が貫徹した
のである。

工業化が進展し, 大都市化が進
展すれば, 社会的プラスとマイ
ナスも増大した。つまりこうし
た現象は1930年代の英国にいち
じるしくあらわれ, 今日にいた
っている。工業生産の増大や商
業活動の増大という反面には公
害, スラムの発生, 地価上昇と
住宅難, 交通量の増大という社
会的費用の問題が表面化した。
英国における過密都市対策もこ
うした理由から積極的に考えだ
されたのである。それは第2次
大戦以前から展開された。1925
年の「都市計画法」〈Town
Planning Act,〉1929年の「地方
自治法」〈Local Government
Act〉1932年の都市および農村
計画法〈Town and Country
Planning Act,〉1938年の緑地
帯法〈Green Belt Act,〉1940
年の「パーロー報告」〈Report
of the Royal Commission on
the Distribution of the Ind-
ustrial Population,〉さらに
2節でのべた1942年の「スコッ
ト報告」「アスワット報告」,
さらに1944年の「土地利用統制
白書」〈Control of Land Use
〉などをみると明らかになる。
たとえば, パーロー報告のなか
で, 産業および産業人口の集中
のもたらす社会的・経済的・戦
略的不利益の検討をしている

が, とりわけ, 社会的不利益と
しては, 不良住宅, スラムの発
生と拡大, レクリエーション空
地の不足, 交通の混雑, 公害
〈煙害と騒音〉などがあげら
れ, これらの不利益は都市の無
計画性にあることを指摘して,
まず第1に過度集中地区の再開
発を強化すること, 第2に産業
および産業人口を過密地域から
分散疎開させること, 第3にロ
ンドンの膨張を防止することに
あると勧告した。また経済的不
利益としては, 地価騰貴による
用地買収費負担の増大, 交通混
雑にともなう時間の浪費, 労働
者の長距離通勤による疲労およ
びそれにもとづく生産能率の低
下などをあげている。⁽¹⁷⁾

この方針は, 第2次大戦後の過
密都市対策において継承されて
いる。

1946年の「新都市法」〈New
Towns Act,〉においても, 過密
人口の移動と工業立地とを密接
に関連せしめて計画した雇用面
での適正な計画にもとづいた法
である。新しい都市地域は, 宅
地, 工場地区, 空地区の3区分に
よって, 産業公害ならびに公衆
衛生の悪化を防止して生活環境
改善をはかることにあった。ま
た1947年の「都市および田園計
画法」〈Town and Country
Planning Act,〉制定動機も, 人
口の絶えざる増加と移動, 自動

車の普及および第2次大戦による都市の荒廃にあった。この法律によって第2次大戦後の英国の都市と農村計画の基盤が形成され、過密都市問題への積極的解決策の方向を明示したといわれる。この法律も1954年、59年、62年に改正されたが、基本的な点においては変化はない。ここでは1968年の改正法の2、3の変更した点を見ると、つぎのようになっている。

第1は、こんごある地域の開発計画を構成することになる上位計画であるストラクチャー・プラン〈Structure Plan〉とそれに従属するローカル・プラン〈Local Plan〉とについて規定している。第2は、計画規制の強制の緩和、第3に土地取得および処分を新しい開発計画のもとに再編成する。その他技術的手続の変化をくわしくのべている。だが基本的性格は47年の法律の精神と変わっていない。⁽¹⁹⁾つまり不動産に対する補償と価値増加が問題の処理および都市計画の策定に関する権限と義務の国家機関への集中化と弾力性の問題などの懸案事項を解決するために、新計画制度の導入と強力な土地収用制度の確立を規定した。

つぎに1952年の都市開発法をみると、二つの目的をもっていった。第1の目的は、1944年の法

律の一部の廃止にあり、第2の目的は、他の市町村における過密および人口の過度集中を緩和する見地から、既存都市の拡張による市町村〈country districts〉における「都市開発」を規定することにあった。

「都市開発」には、絶対不可欠である住宅の提供ばかりでなく、望ましいと考えられる場合は工業またはその他の活動たとえば、知的職業、または業務活動のための施設、公益サービスおよび保養のための場所の提供をも含むものである。要するに「都市開発」とは、もっぱら住宅開発に限定されるが、総合的な開発になりうるものであって、あらゆる意味で完全なニュータウンをつくりだしたり、また小規模の既存の都市を調和のとれた形で拡大させることができるというものである。

さらに過密都市対策の問題の一環として提出されたものに「オフィス」白書〈Offices 1964〉があり、労働党が地域開発計画にとりくんだ有名な白書である。これは、サウス・イースト・イングランドにおけるオフィスの増加を阻止し、ロンドン・メトロポリタン地域における、2,500平方フィート以上のオフィス・ビルの新・増築および既設ビルのオフィスへの用途変更にあたっては、同年11月5日に

遡及して「オフィス開発許可証」〈Office Development Permits⁽²⁰⁾〉を必要とする旨指示した。以上、過密都市対策問題についても、1930年代から活発に展開されたので、第2次大戦後は、主として旧法の改正を通じて、新事態に対処するというものであった。過密都市対策の問題も、国家と地方自治体とが現代資本主義の構造的変動との関連で、地域経済政策を緻密に展開すべきであろう。とりわけ英国労働党は、みずからの体質を改革して工業化と都市化の一般法則を認識して、新しい事態に対処する必要があるであろう。

4——むすびにかえて

これまで労働党の福祉国家の政策の一環としての地域開発政策の性格を明らかにし、さらに、過密都市対策としての第2次大戦前後に提出された諸法律の性格をみてきたのであるが、こんご英国労働党の地域開発政策がどの点で成功し、どの点で失敗したかを個々の開発計画のなかで明らかにすることが必要であろう。

だが今日の日本でもいえるように、工業化と都市化の一般法則をふまえた、勤労者中心の地域開発政策を真面目にうちださな

いかぎり、都市問題の基本矛盾 権主義の論理の矛盾をきめこま が重要なのではあるまいか。英
と副次的諸矛盾も解決されない かく明らかにしつつ、同時に労 国における地域開発政策も、こ
であろう。つまり今日の地域開 働と自治の論理にもとづいた地 の点から改めて再検討すべきで
発政策における大資本と中央集 域開発政策に転換していくこと はないかとおもわれる。

<注>

(1) ここで直接ふれないが、最近こうした問題を取扱った文献は、W, Mennell の Take Over, the growth of monopoly in Britain 1951~61, 1962,

The Times, 500 Leading Companies in Britain. 1968—69.

(2) 小杉毅論文「イギリスにおける地域開発(1)(2)」関西大学『経済論集』第17巻2・3号参照

(3) Pater G. Richards, The New Local Governments System. 1968 Unwin University Books.

(4) 拙稿、「現代における経済政策論」『経済政策入門』<有斐閣>所収論文を参照されたい。

(5) M. Bruce, The Coming of the Welfare State, 1961, P293

(6) Distribution of Industry Act, 1945, 1950

(7) 小杉毅前掲論文438ページ参照

(8) Distribution of Industry Act, 1945, 1950, 1—3参照, さらに4条では、大蔵省は、工業の適正配置の要求に一致すると商務省の認めた企業に対して、利子の補助および資金の貸付を実施することができる」と記してある。さらに5条には、商務省は、開発地域内の遺棄地を産業用および生活環境改善のために取得することができるし、また大蔵省の同意をえて、地方自治体や非営利事業体に補助金を交付することができるとうたっている。

(9) 小杉毅, 前掲論文参照

(10) 玉井龍象「イギリス『帝国主義』の現状」「現代の理論」1969年3月号, 拙稿「两大戦間におけるイギリス資本輸出」「経済系」78集参照

(11) The National Plan, 1965 P. 95

(12) H. M. S. O. Economic Survey for 1947, PP. 4—9

(13) この点に関する批判は、拙稿前掲書参照されたい。なお本文では明示しなかったが地域開発についての最近の文献、Local Employment Act, 1960, Ibid, 1963年の検討は大切である。

(14) A. F. Weler, The Growth of Cities in the Nineteenth Century, 1965 および C. O. I. Britain, An Official Handbook 1965 による。

(15) Royal Commission on the Distribution of the Industrial Population, Report<Barlow Report>1940. P.29

(16) この問題については省略したい。

(17) Barlow Report. op. cit. PP. 201—5

(18) D. Heap. An, Outline of Planning Law, 1963, 1968を参照。

(19) D. Heap. op. cit, chap. 1.2 3. A. 1.を参照

(20) Offices, A Statement by Her Majesty's Government, 1964. P 2—3. 小杉前掲論文, 431ページ

いさごに、本文中にもふれたが英国地域開発研究にとっての基礎的文献をあげておこう <1900年代以降に限定する>。

Housing Act, 1921 Housing<Rural Authorities>Act, 1931 Local Government Act, 1929

Housing, Town Planning, i.e. Act 1909, 1919

Town Planning Act 1925

Town and Country Planning Act, 1932 Restriction of Ribbon Development Act, 1932

Green Belt Act, 1938 Town and Country Planning Act, 1943, 45, 47, 51, 63

Minister of Town and Country Planning Act, 1943

The Greater London Plan, 1944

Development by Local Planning Authorities, 1951

Housing and Town Development<Scotland> Act,1957

Report of the Ministry of Housing and Local Government,1964

New Towns Act,1946, 52, 53, 55, 58, 59, 64, 65,

Industrial Survey of the Lancashire Area<Excluding Merseyside>, of the North East Coast Area, : of South Wales : of the South West of Scotland<Board of Trade>1932

Special Area<Development and Improvement>Act,1934

Report of the Joint Working Party on Economy of Northern Ireland,1962

Local Employment Act,1960 & 1963

Control of Office and Industrial Development Act,1965 Finance Act 1963

なお、自治体制度についての最近のまとまった文献は前掲書の P. G. Richards, The New Local Government System 1968 であるが、これ以外につきのものを参考のためにあげておきたい。

K. B. Smellie, A History of Local Government

T. M. Drummond, The Finance of Local Government

P. G. Richards, Delegation in Local Government

J. B. Gullingworth, Town and Country Planning in England and Wales

J. Parker, Local Health and Welfare Services.

J. B. Gullingworth, Housing and Local Government

H. M. S. O. Local Government in Britain,1966

<関東学院大学教授>